

平成24年第1回大仙市議会定例会会議録第3号

平成24年3月6日（火曜日）

議事日程第3号

平成24年3月6日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（27人）

1 番 藤 田 君 雄	2 番 佐 藤 文 子	3 番 後 藤 健
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 藤 井 春 雄	6 番 杉 沢 千恵子
7 番 茂 木 隆	8 番 小 山 緑 郎	9 番 小 松 栄 治
10 番 富 岡 喜 芳	12 番 石 塚 柏	13 番 金 谷 道 男
14 番 大 野 忠 夫	15 番 渡 邊 秀 俊	16 番 高 橋 敏 英
17 番 児 玉 裕 一	18 番 佐 藤 芳 雄	19 番 大 山 利 吉
20 番	21 番 高 橋 幸 晴	22 番 本 間 輝 男
23 番 橋 本 五 郎	24 番	25 番 橋 村 誠
26 番 佐 藤 孝 次	27 番 武 田 隆	28 番 千 葉 健
29 番 竹 原 弘 治	30 番 鎌 田 正	

欠席議員（1人）

11 番 佐 藤 清 吉

説明のため出席した者

市 長	栗 林 次 美	副 市 長	久 米 正 雄
副 市 長	山王丸 愛 子	教 育 長	三 浦 憲 一
代表監査委員	福 原 堅 悦	総 務 部 長	老 松 博 行
企 画 部 長	小 松 辰 巳	市 民 部 長	元 吉 峯 夫
健康福祉部長	佐々木 昭	農 林 商 工 部 長	高 橋 豊 幸

建設部長	田口隆志	上下水道部長	高野永夫
病院事務長	伊藤和保	教育指導部長	青谷晃吉
生涯学習部長	武田茂	総務部次長	進藤雅彦

議会事務局職員出席者

局長	佐々木誠治	参事	竹内徳幸
主幹	伊藤雅裕	主査	佐藤和人
主任	中川智晴		

午前10時00分 開 議

○議長（鎌田 正） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、11番佐藤清吉君であります。

○議長（鎌田 正） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（鎌田 正） 日程第1、本会議第2日に引き続き、一般質問を行います。

最初に13番金谷道男君。はい、13番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男）【登壇】 おはようございます。大地の会の金谷です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

はじめに、地方分権第一次一括法の制定を受けて、市の条例整備の状況はどうなっているのかをお伺いいたします。

市長の施政方針演説の中にもありましたが、国と地方の関係を改め、自治体の判断を広げるものとして昨年5月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」という極めて長い名前の法律、いわゆる「地方分権一括法」が公布されました。このほか、こうした分権に絡んでの自治法の改正も何回か行われております。

これらにより、施設・公物の設置管理の基準、国との協議、同意、許認可規定、計画策定や策定手続きの義務規定などが廃止、あるいは条例委任となり、自治体の判断に任

されることになりました。具体的には、地方公営企業法、介護保険法、公営住宅法、道路法、河川法などたくさんあるようであります。

大仙市でも今議会に図書館設置条例や公営住宅などの改正案がこれに絡んで提案されております。これら以外にも新たな条例の制定や関係条例の整備・改正等の必要があるものがあると思いますが、その検討状況はどのようなになっているのかお伺いをいたします。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問の地域主権改革に伴う条例制定等の対応についてであります。いわゆる地域主権改革一括法が昨年 4 月と 8 月に成立し、国の義務付け・枠付けの見直し及び条例制定権の拡大が行われ、市が地域課題を踏まえた公共施設の整備基準等を独自に定めることができるなど、地方自治体の自主性が強化されております。

これを受け、市では国や県及び関係機関からの情報を収集しながら、各事務の所管課において個別法令の改正内容の確認を行ったところであり、本市においては第一次一括法分で 5 法律 12 条項、第二次一括法分で 15 法律 31 条項に関して条例制定の検討が必要になるものと見込んでおります。

条例の制定等に当たっては、一括法に基づき改正された政省令を踏まえて定めることとなりますが、市民のニーズを的確に把握した上で、市民の行政サービスに対する満足度や利便性の向上につながるよう地域の実情に十分考慮しながら検討を進めることとしております。

次に、現在の進捗状況であります。一括法に基づき、本年 4 月 1 日が施行日となる図書館設置条例及び市営住宅条例については、今次定例会において一部改正案を提出しております。

なお、この 2 本の条例以外の施行日に経過措置があるものについては、政省令基準の分析のほか、市民のニーズ及び関係意見の把握に要する期間を考慮し、当該経過措置期間内で関連条例議案を提出することとしております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、金谷議員。

○13 番（金谷道男）【登壇】 今、経過措置等も踏まえながらの検討をしておられるということですので、大変そのことに期待をしたいと思います。

実はこの後、たぶんもっともっといろんな分野での法律改正、進むんだと思います。

第三次の一括法の国会提出も間もなくなされるようでありますし、自治法による義務付け・枠付けもこの後だんだんなくなるという方向でいくのではないかなと思って私はおります。ということは、やるかやらないかというようなことも含めて、自分たちで考えて決めていかなければならない、そして基準もまた自分たちが決めていかなければならないというような一つの方向性が出ているのではないかなと思っています。これまでは、どちらかといいますと国とか県の示した内容を、ある意味では実行していれば、それで仕事が済んだわけですけれども、これからは自分たちがその判断基準を決めて、そして市民の方々にしっかりと説明責任をしなければならないと、そういう時代になっているんだと思います。

ただ、そうは言いましても、先程市長の答弁の中にもありましたとおり、政令とか省令とかいう形で、まだまだ国ではその基準、絶対守れという基準も裏ではつけながら、あるいは自分たちでここまではいいよというようなことが、かなり明確でないような形でやられているというのも私十分承知しております。その上でのお話をしているところでありますが、ただ、そうした中でも、例えばこれはできないという話ではなくて、ちょっと私思っていることなんですけれども、公営住宅の整備基準が条例委任になったようであります。この基準の設定の中身については、私もちょっと見たんですが、あまり明解なことを決めているというようなものでもないなというような感じも実はしておりますが、ただ、そうしたことが市の判断の中に入ってくるというような中にあるとすれば、例えば今、問題となっております空き家の、何ていいますか処分しなければならないような状態になる前の、そんないろんな空き家みたいなものの公営住宅としての活用のあるいは道とか、そしてそういったものを使って、いわゆる住宅困窮者はもとより、市の他産業から新規就農してくださる方の場所、あるいはまた、今、田舎暮らしというようなことも言われております。そうした方々に対する提供する場所というようなものも含めて、公的なものとしてやるようなことにもつなげていけないのかなと。これは私、この後いろんなところで、昨日の一般質問の中にもありましたけれども、集落の人口減少対策ということの観点からも、そういったことも考えていけばいいのではないかと考えているところであります。

またあるいは、地域密着型の介護施設の設置基準も条例委任というようなことになっています。たぶんこれもかなり厳しい内容にはなっているんだと思いますけれども、そういうこともあわせて考えていけるような、そういう面の検討の余地があるのではない

いかなと思っています。

ただ、私今ここで私が言ったことに対して、市長からこういう方向でというような答弁を私もらうとは思っていません。ただ、考え方として、これからの方向は、こういうふうに分断がいろいろな意味で、その地域に合った考え方をどんどんやっていく、そういうことができるということなので、ただ単に国が基準を示したから、それをコピーみたいな形でやっていけばいいやということではなくて、もっと中身の吟味もしながら、是非こうやっていった欲しいものだなと思っていますけれども、その点市長いかがお考えでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員ご指摘の考え方、大変参考にさせていただきたいと思います。

ただ、私どもも日常の中で少しずつ地方分権、地域主権ということで、いろんな制約はついておりますけれども、権限移譲という形で我々がやれるかやれないかの判断して、やるというものが非常に多くなってきております。そういう中に様々な政省令の縛りとは私は思いませんけれども、曖昧な部分というか、黙っていますとそういうものでここまでしかできないとかという、一方的に我々の方が解釈してしまうような、そういうものがたくさんあるような気がいたします。今その分権、あるいは地域主権という流れの中で、地方は地方で、あるいは我々自治体は自治体でやれること、やらなきゃならないこと、一定のものを決められるような法律の流れになっていきますので、その政省令でやや縛り的に感じるようなものについても、積極的にやはり県、あるいは最後は国になるわけですが、県を通じて具体的なケースとしてそういうものというのは制約にならないようにできないかということ、具体的な事例として我々が県に持ち込むような形で今様々なことをやらせていただいているつもりであります。そういうことをしっかりやっていくことが、地域主権、地方分権、きっちり我々が受け皿になれるということになろうと思いますので、これは職員のいわゆる考え方、もっとこういろんな意味で前向きにいろんなものを考えて、今のその一つの縛られているような状況を改善していくという案を作っていかなきゃならないのではないかなと思っています。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。はい、金谷議員。

○13番（金谷道男）【登壇】 私、せっきくの枠付け・義務付け等の廃止で、いわゆる地方分権ということですので、是非住民の方、あるいは関係者の意向も十分に聞きながら、市長そういうふうにやっていただけるというような答弁でしたので、是非それを期

待したいと思います。

要は、大事なものは、やっぱり市民にどう役に立つようなそういう政策なのか、あるいは条例なり法律なのかということが非常に大事だと思いますので、要は役所がやりやすいという視点ではなくて、是非市民のためにどうなのかということの視点で、いろんな基準なりやり方なりを考えていただくようお願いをしまして1つ目の質問は終わらせていただきます。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男）【登壇】 2つ目も、今の1つ目の質問と似たような質問になるんですけども、今、地方分権が非常に進んでいるというのは今もお話しました。そしてまた、各自治体は自分でルールを決めながら、安心・安全で豊かな地域づくりを市民とともに進めていかなければならないということだと思います。

さっきも言いましたが、地方自治法をはじめ各分野の法律が自治体の自主性を高めるために、そういった義務付けとか枠付けとかをどんどん廃止しているということであります。

そしてまた一方、考えてみますと、これからの民主的な自治体運営にとって必要な情報公開のことですとか、あるいは住民参加をどうするのか、総合計画をどうするのか、あるいは評価をどうするのかといった規定については、私どもがこれまでやってきた自治体運営の大きなよりどころである自治法の中には、特にそういった細かい点については定められていないというのが私は実情だと思います。

もちろん実際には、こうしたことへの個々の対応として、それぞれ条例等で定めてやっているものもあります。また、そして各地域では、当方の市長もそうですけれども、いろんな施策の中でそういったことに対応しているというのも、これ事実かと思います。そしてまた、当市でも情報公開条例は、既にちゃんと条例化されてやっているということがあります。

ただ、それにしても、例えば今回の自治法の改正により、基本構想の策定義務はなくなったわけであります。そうしたときに、私はこの自治体の方向性を示す、あるいは計画行政の基本となる基本構想の策定というものは、私は必要なものであるというふうに考えています。ここら辺、たぶん市長もそのように考えておられるんじゃないかなと思います。いずれ、これまでの規定がなくなるということは、みんながそうやって作った方がいいよという考え方でない方もおられるかもしれないということにもなります。い

いわゆる自治体の判断になるということです、ときの自治体のリーダー、いわゆる市長ですとか我々議員も含めての話ですけれども、そういった方々次第で決めたり決めなかったり、あるいは決め方も形骸的であったりというようないろんなことが起きてくるということも考えられないわけではないと思います。それで、さっきから言いましたように、地方主権がますます進むということは、自分たちで自立してやれという、そして責任ある運営をしていきなさいという話になると思いますが、私はここでそれをやはり二元代表として市民から負託された我々と、そして市長がここで協議をしながら、そういったことのルール化みたいなことをしていく必要があるのではないかなと思っています。そういったことから、私はこの基本構想の策定とか、あるいは政策の策定手順とか、あるいは住民参加の方法とか、自治体はどういうふうな運営をするんだということ、あるいはそれぞれの市民、市長、議会、職員がどういう役割をどういう形で果たしていくのだというようなことを定めたものが必要ではないのかなと思っています。

全国的には、ほかの自治体の例でどうのこうのということではございませんけれども、いわばこの自治体の憲法とも言えるような自治基本条例を制定している市が大分出てきておるようでありまして、それによって市の運営もかなりいい形で進めている市もあるようであります。そういったことにおいて、是非当市でも制定すべきものではないかなというふうに考えておりますが、その点、市長のお考えをお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の自治体基本条例の制定についてお答え申し上げます。

自治体基本条例は、行政と議会の責務や役割、住民自身の責任や役割を明確にするとともに、住民参加の方法や情報共有、協働によるまちづくりや自治体の運営の基本的なルールなどを定める条例とされており、地方自治の本市の一つとされる「住民自治」に基づく自治体運営の基本原則を定めるものと言われております。

この自治基本条例につきましては、「まちづくり条例」や「まちづくり基本条例」、行政基本条例」など、制定する自治体によって名称は様々ではありますが、平成12年の北海道ニセコ町の「まちづくり基本条例」の制定を契機に全国的な広がりを見せており、24年1月現在で228の自治体で条例が施行されております。

地域主権改革が進む中、その趣旨である「地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めることができる活気に満ちた地域社会の実現」を維持していくためには、住民から負託を受けた我々首長や議員だけではなく、住民自らが自治の担い手としてまちづく

りに主体的に参画することが求められているものと考えております。

私は、市長就任以来、「市政は市民のために」を基本に、将来都市像の実現に向け、市民の積極的な参画による市民との協働のまちづくりに努めてきたところであります。

先の施政方針でも申し述べましたとおり、主体的に行動する市民の姿を各所で目にするようになり、住民自治の進展、地域活性化につながる新たな芽が出始めていると感じているところであります。

ご質問の自治基本条例の制定につきましては、市民がまちづくりに主体的に参画するという望ましい自治の進展にとって重要な意味を有しているものと認識しております。基本条例の制定にあたりましては、多くの市民からの意見に耳を傾け、幅広く深い議論を尽くす必要があると考えており、その制定意義や国の法令等との整合、他自治体での取り組みとその成果などを調査しながら、本市におけるあり方について、議会では既に議会基本条例を制定しておりますので、議会の皆さんも含めまして本格的に研究してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありますか。はい、金谷議員。

○13番（金谷道男）【登壇】 自治基本条例を制定するという方向で検討していただけるということなので、大変ありがたいと思いますし、是非そうしていただきたいと思います。

私はこの自治基本条例というのは、実は今、全国でもいろんな話題になっておりまして、全く反対の考え方をなさっている方もおるようであります。といいますのは、この自治基本条例によって市民の方を縛るのではないかという、そういうお考えの方も中にはおられるようであります。

でも私ここで申し上げておるのは、やはり自治といいますか、自治体の主役は、論ずるまでもなく市民なんです。私たちは市民から委託を受けて仕事をしている、職員も市長も私ども議員もそうであります。そうしたことを前提にしますと、やはり市民の方々と我々運営を負託されている者の間のきっちりとした約束事というような意味合いも、私はこの条例の中にしっかり組み込むことによって意義があるものになるのではないかなと、そんなふうに思っております。いずれ市長がこの先その議会とともに、あるいは市民の方々と広くご意見を求めながらというお話でしたので、是非そういうような方向で、そして是非速やかに、先送りすることなく速やかにやはり検討に入っていただきたいなと思っております。どういう条例に作り上げていくのかというのは、またこの後でい

ろんな議論になるころだと思いますし、どういう項目を入れるのか、あるいはどういったことを目指すのかということがあるんだと思いますが、最終的には市民憲章がありますので、市民憲章の理念をどうやって実現するための手順、あるいはそのためのルール、そして言い方は悪いですが、どういう方がといいますか、どなたが市長になっても、あるいはどなたが議員になっても、やっぱりこれはある程度守らなければいけない普遍的なものだというような形で市民の方々と一緒に認識するというのが私は非常に大事なというふうに思っておりますので、そんな意味合いを込めて、是非速やかに作っていただきたいということをお願いを申し上げたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） この自治基本条例につきましては、合併前、あるいは合併後も様々な、やっぱり我々も調査した経緯がございます。ただ、合併と同時に設立、条例を作ったところもありますけれども、やっぱり合併後というのはなかなかこう全体がまだまとまった議論ができるような状況じゃないというのが一般的で、慌てて作った、急いで作ったところが本当によかったかどうかというのは、やっぱり我々も検証させていただいております。

ただ、我々合併して7年になりますので、様々な形で、いわゆる地域自治区、地域協議会の活動もしっかりしてきております。そういうものを含めると、この自治基本条例を作る機が熟しつつあるかなという、そういう感じで、我々内部ではこの基本条例についての調査的なものはずっとしてきております。議会の方でも基本条例を制定していただきましたので、我々のこの自治というのは、いわゆる二元代表制でありますので、議会の皆さんから意見を聞くというよりも、我々執行部と議会の皆さんと一緒に、市民も含めて、我々の自治の基本の姿といいますか、そういうものを、そんなに時間はかけないでやるのではないかなというふうに思っておりますので、本格的に研究して成果を出してみたいと思っておりますので、議会の皆様からのご協力というよりも二元代表制で一緒になってこれを作っていくということをひとつお願いしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありますか。はい、金谷議員。

○13番（金谷道男）【登壇】 そうだと思います。今、合併して7年ということですので、私はある意味でいろんな課題もまた見えてきているので、その解決方法の一つの道具としても、こうした約束事の中で物事を進めていくということが、非常にこれから大事になるのではないかと思いますので、是非私ども議会でも一生懸命、議長をはじめ検

討をさせていただくと思いますので、その点お願いをして、この質問は終わります。

○議長（鎌田 正） それでは、次に3番の項目について質問を許します。

○13番（金谷道男）【登壇】 3つ目の質問は、健康づくりについてであります。

何年か前に同じような質問をしましたので、また同じような内容になってしまいましたけれども、健康づくりは人間にとって健康であるということが何よりも大切なことです。しかし、一旦病気になりますと医者にかからなければなりません。ただ、今は非常にいい時代でありまして、健康保険制度がありますので、安心して医療は受けられるということであります。これはこれで大変よいことだとは思いますが、一方で医療費が毎年膨張し、健康保険事業、国保に限らずいろんなところで大きな問題となっております。そんなわけで、今、国では税と社会保障の一体改革の検討がされておるようであります。この行方も大変気になるところでありますが、それはまた別として、ちょっと視点を変えて、私、医療費の高騰の問題と、ちょっと健康づくりということでお話を申し上げたいと思います。

医療費の高騰を防ぐ一つの方法としては、医療機関にかからないこと、お世話にならないことだと思います。ただ、誤解のないように申し上げますが、決して私は病気になっても医者に行くなというような意味合いで言っているのではありません。何とか病気にならないように、未然に予防することが大事ではないかということを申し上げております。今、老若男女を問わず多くの方々がいろんな原因で生活習慣病になっているか、あるいはその予備軍になっているというような状況があります。私もその該当者ですので、あまり大きな話はできないんですが、たぶん大仙市でもこのように大変、こうしたものの予備軍の患者が多いんじゃないかなと思っています。

それで、この対策として、健康指導とスポーツ施策をやることによって、関西のある自治体で大きな成果を上げているというような事例が過去にNHKで放送されておりました。そしてまた、この例以外にも多くの自治体で同じように健康指導、スポーツ施策で医療費の削減効果があったということが実証されているというような例も散見されます。そしてまた一方で、高齢者の方々の筋力アップ運動で寝たきり予防にも効果を上げているというような事例も見られるようです。昔は高齢者は筋力アップはないよと言われた時代もあったんですが、今は体育とか運動生理の世界でも、それはトレーニングによってできるよという話にもなっているようであります。

いずれ市民の方々が、それぞれ自分の健康を意識的に守ることが、医療費や介護給付

の削減にも貢献するということだと思います。私、放送を見ながらなるほどなと思ったところありますので、今日質問させていただきました。そしてまた同時に思ったのは、こうしたことはやっぱりデータも出しながらやらないと、なかなか進められないのではないかなというふうにも感じました。

そこでお伺いしますが、大仙市でも「健康大仙21」、あるいは「スポーツ振興計画」などを定めて、健康づくり、スポーツ振興をしています。こうした健康づくりやスポーツ事業の際に、その医療費との削減効果との関連性の調査とか、あるいはその周知みたいなことをやっているのかどうかということをもまず一点お伺いしたいと思います。

それからもう一つ関連してですけれども、大仙市、運動・スポーツをやる施設は、私は十分整っているなと思っています。ただ、一方で実際にそれを使って健康づくりとかスポーツをするときの指導者とか啓発者、あるいは世話人などソフト面では少々手が薄いんじゃないかと、どうなっているかというよりも薄いんじゃないかなというような気もしているわけでありまして。その点どういうふうになっているのかお伺いをいたしたいと思っています。

それからもう一点ですが、これはどうしても縦割りの担当の中では、やっぱりできないことではないだろうか。健康づくり担当とスポーツ担当、高齢者担当が、お互いの持っている力とその仕組み、能力を合わせると、かなり効果を上げられる事業なのではないかなというふうに思っています。そこで、こうした部局の連携の形、あるいはどのように実際やられているのか、その3点をお伺いいたします。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の健康づくりについてお答え申し上げます。

はじめに、健康づくりと医療費削減効果の関連調査と、その周知についてにつきましては、市民や各種スポーツ団体の健康づくりに関する取り組みを支援するのが行政の役割であることから、市といたしましては「スポーツ振興計画」や「健康大仙21」計画を策定し、市民のスポーツ振興と健康増進を図っているところであります。

議員のご質問にあります医療費削減効果につきましては、市は国保の保険者として事業を実施しておりますが、その他社会保険等もありますので、市民全体の把握は困難であるものと考えております。

国保につきましては、年間一人当たりの医療費の実績は把握しておりますが、市の各種健康づくり事業と医療費の削減効果との関連性につきましては、対象を絞った上で数

年間の推移を調査する必要があると思われることから、これまでに調査を実施したことはなく、周知についても実施したことは残念ながらありません。

今後、健康づくりと医療費削減効果に関する調査ができるものかどうか、関連機関や関連部署と協議してまいりたいと思います。

次に、健康づくりやスポーツ指導者の充実が図られているかにつきましては、市の健康づくりを推進するための健康推進委員を現在1,363名の方々に委嘱し、検診の申込書の配布や回収をはじめ、各種健康教室への参加呼びかけなどを行っていただいております。市の健康づくりを支える力となっております。

また、スポーツ指導員の充実につきましては、平成23年度から本市スポーツ振興計画の理念である「一生スポーツ 一生健康」のキャッチフレーズのもと、秋田県と連携し、総合型地域スポーツクラブを核とした地域活性化事業推進委員会を発足させ、大曲スポーツクラブをモデルとした「健康づくり教室」を6月から週1回のペースで年間30回開催しております。健康づくり教室は、県スポーツ科学センターの専門講師が指導に当たり、約30名が受講しております。その中でスポーツクラブ指導者が講師の指導助手を務めながら、自身の指導技術の向上を図っているところであります。教室の内容といたしましては、健康ストレッチ、軽い筋肉トレーニング、リズム体操など幅広いメニューから参加者のニーズに沿った企画としております。

また、スポーツ推進委員が中心となって、秋田県ウォーキングインストラクター養成講習会等に参加していただき、地域における健康づくりの指導者として知識や技能を発揮していただいております。このほか、中京大学スポーツ科学部教授湯浅景元^{かげもと}先生や日本初のメジャーリーグコーチで元千葉ロッテマリーンズのコンディショニングコーチ立花龍司先生を招いての研修や講習会を開催しており、スポーツに携わる指導者の育成や能力向上にも努めております。

次に、健康づくり担当者とスポーツ振興担当者の連携についてであります。総合型地域スポーツクラブを核とした地域活性化モデル事業推進委員会を設置し、大曲スポーツクラブ理事長、ラージボール卓球代表、大曲ペタンク協会代表、老人クラブ代表などのほか、市からスポーツ振興課長、健康増進センター所長、社会福祉課長が参加し組織されており、協議と連携を図っているところであります。

また、現在実施している「健康づくり教室」での保健師によるメディカルチェックを毎回行い、健康指導や事前事後のアンケート調査、成果の検証に努めるとともに、健康

増進センターで行う「健康教育における運動」や「特定検診事後指導の運動」、「食生活改善の運動」などのほか、包括支援センターが高齢者を対象に行う「まめまめ教室」や「市民出前講座」などの実施について連携を図ってまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、金谷議員。

○13番（金谷道男）【登壇】 スポーツと医療費の削減効果の関連については、なかなか全体的に把握するというのは私も非常に難しいのではないかなとは思っています。ただ、実際にやっている方々の追跡調査というものはあるのではないかなと、そんな意味で質問させていただいたんですが、いずれいろいろな事業をやるときには、ある程度やっぱり目標設定をしてやっぱり取り組まなきゃいけないのではないかなと、そういう意味ではこうした健康教室ですとか、そういったものでやっているときに、その方々の是非追跡調査をやっていただきたいものだ、そんなふうに思っております。

それからもう一つ、こうした事業というものは、やはり全市でやるということよりも、それぞれの集落単位、あるいは小学校区ぐらいの単位のところで、やっぱりやってこそ意義のある事業ではないのかなと。そうしたことを考えたときに、私先程担当課の横の連携がどうなっているかというお話で、今の市長の答弁では、それぞれの担当のところでやっておられる、それは全市のいわゆる本庁レベルの話ではないのかなと思われま。私それはそこで方向性を出すことはいいと思いますが、実際に実践するときには、やはりそれぞれ支所レベルでの、例えば担当の方々の横の連携を定期的にとっていただく仕組みをつくるというようなことも、そこで一緒に考えていただければと思います。私は行政の一番大事なのは、市民と近いところで動く方々が、いかに働きやすいか、あるいはいかに仕事をしていけるのか、そのやっぱり環境をしっかりとすることによって効果が出るものなのではないかなと思っています。いろんな施設についても平等に作るということよりも、私はこういうソフト的な面で地域間の平等性というか、実効の、ある意味では地域間競争になる場合もあると思います。ここでは非常に効果がなかなか上がらないよと、そういったことも私は実態とあればそれはそれでいいんだと思うんです。それをお互いに刺激し合ってやればいい話なので、こうした私、非常にその健康と、私もあまり健康でないという自覚をしておりますし、医療費を高くしている要素のある定期的に投薬されている人間ですので、あまり大きなこと言えませんが、やっぱりそうしたことでみんなで少しずつ気を付けることによって、この医療費削減効果も大いに期待できるというようにいい面が非常にあると。ややもするとスポーツというのは、何か

専門の方が専門にやる方にばかりこう目がいきがちですし、私もいろんなスポーツをやっていますが、イベント的なスポーツに目がいったりしますが、実はこの一番のところで役に立つんだなということを是非市民の方々にもわかっていただいて、たくさんそれに参加していただければいい効果が出ると思いますが、いずれ私、間もなく質問終わりますけれども、一つだけその現場に近いところでのその横の連携みたいなものを是非やっていただきたいと思うし、そこに意義があるんじゃないかなというふうに思いますので、その点についての市長のお考えをお願いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 実はこの問題につきまして以前に埼玉県のある市で非常にいい取り組みをしているということで、首都圏のふるさと会の責任者の方からのご紹介をいただいて、関係の皆さんに来ていただいて、我々勉強会を開きながら、あるいはやっているビデオ、その他もいただきまして、資料も全部いただきまして、いろいろ検討してやれないかなというようなアタックしたことがありましたけれども、なかなかその、例えばその埼玉県のある自治体の場合は、非常に限られた面積のところにとたくさん人がいると、こういう中で様々な施設、あるいは含めてそういう広場、そういったものが非常に少ないところで、1カ所、あるいは何箇所かにそういう方たちをまとめてやるということが非常にある意味ではやりやすい環境のところのような気がしました。我々は8つの市町村の自治体ですので、そうしますと、そういうことをやるとすれば、もちろん埼玉県ですから、いわゆる大学の先生を含めてトレーナーの専門家、そういう人たちが最初にやっぱり計画を作って市と一緒にやっているという事業でしたので、非常にスケールが大きい事業でありました。そこまではできないということで、そういう流れの中でこのスポーツ振興計画で言ってる一生健康というそういうテーマをスポーツを振興とともに入れさせていただいて、その関連の中で何かこう方策はないかということを我々自身は考えているところであります。そういう状況でありますので、現在大仙市で力を入れております大曲スポーツクラブが試みとして実際の事例を今やっていただいております。たぶんその、今、太田にも総合型スポーツクラブができてきていますので、そういうスポーツクラブの皆さんと一緒にスポーツとその健康という問題でやっていくのが、そのそれぞれの地域でやっていけることかなというふうに思っております。当然そこには公民館、あるいは支所があるわけでありますので、そういう中でうまくスポーツと健康づくり、指導者はダブる部分も多いわけでありますので、そういう中で、その地域の中で

こうした問題について取り組めないかなということを現在考えているところであります。議員の提言的なお話についても十分検討させていただいて、何か実行に移せるような施策をまとめられないかなというふうに思っていますので、少し時間をいただきたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。はい、金谷議員。

○13番（金谷道男）【登壇】 是非検討していただきたいと思います。まず一つは、そのきめ細かくやっぱりやるということと、それから追跡を是非やっていただきたい。そういったときに、やっぱり保健師さんもそこに絡めるということが非常に大事だかと思っています。今は保健センターも統合の状態になっております。なかなか現場に下りれないというような状況があるように私は感じております。やはり保健師さんは住民の方々のところと対話するところにこそ本来の仕事の意義があると思うし、公民館の方々もそういった同じようなことだと思いますので、是非そういった方向も含めて事業として効果を上げていただくようお願いをいたしまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（鎌田 正） これにて13番金谷道男君の質問を終わります。

申し上げます。この際、暫時休憩いたします。本会議は午前10時55分より再開いたします。

午前10時43分 休 憩

.....

午前10時54分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、2番佐藤文子さん。はい、2番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子）【登壇】 日本共産党の佐藤文子です。

それでは、通告に従いまして、早速質問に入らせていただきます。

まず、介護保険についてです。

第5期の65歳以上1号被保険者の介護保険料が、基準額において第4期より1,300円引き上げられ5,880円になることが施政方針でも述べられました。過去最高の引き上げ幅となったと同時に、発足当時の保険料の2.2倍になったものであります。僅か12年の間に2倍以上にも跳ね上がる保険料などというのは、公的保険、民間保険を通じてもあり得ないような高騰ぶりであります。このような事態を招くその

おおもとは、介護費用の国庫負担分が2割しかないという制度上の根本矛盾があると思います。

かつて老人福祉が措置制度であった高齢者の福祉サービスは、国の負担は50%であったものを介護保険発足と同時に25%に一気に引き下げました。さらに23%へと引き下げてきております。そのしわ寄せは、高齢者の介護保険料の増加を招き、第5期におきましては介護費用に対する高齢者の介護保険料の負担割合を、これまでの20%から21%へと引き上げました。大曲仙北管内では、この間、ショートステイや有料老人ホーム、デイサービスセンター、グループホームの新設ラッシュを含め、特別養護老人ホームの増床が図られるなど、介護サービス施設整備が急速に進みました。しかし、特養への入所待機者は常時200人以上もいらっしゃると言われており、ショートステイやグループホーム、有料老人ホームなどは特養への入所待ちの代替施設として利用されている現状と伺っております。医療から介護へ、施設から在宅へとした介護保険創設と、度重なる介護保険制度改定のねらいは全く通用せず、施設志向とその需要は高まる一方であります。こうした流れは、高齢化・核家族化が進み、24時間安心・安全の施設介護という状況の中では、当然のことだとも思います。

厚労省は、将来の高齢者人口とともに介護保険の総費用とサービス需給者の推移なるものを示しております。それによりますと、発足時の総費用約4兆円が2011年度には9兆円、2025年度には17兆円と、当初よりも4倍にも膨らむと試算しておるようです。高齢者の増加と要介護者の増加は、抑えようのないことではありますが、介護費用の財源の仕組みを現状のまま続けるのでは、とてつもない高い保険料を押し付けられることになるのではないのでしょうか。安心して必要な介護が受けられるためには、まず国の負担率を大幅に増やすこと以外解決できない、そうした問題を多く抱えているのだと思います。国の負担率を上げること、施設整備率に応じた地方交付税の創設、要介護認定者が65歳以上の2割弱にとどまっている現状に鑑みれば、3年間利用しない人には、僅かでも健康祝金のような返還金を創設するなど、こうしたことを国に対して要求していく必要もあるのではと私は思っています。市長は、高騰し続ける介護保険料と膨らむ介護費用の現状で、将来とも安心して必要な介護を受けられるためには、介護保険制度と高齢者福祉のあり方、どうあるべきかをどのようにお考えなのか、非常に理念的な質問ではありますが、市長の所見を伺いたいと思います。1番は以上です。

○議長（鎌田 正） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

まず、介護保険制度についてであります。私自身は介護を必要とする高齢者を社会全体で支える仕組みとしては優れた制度であり、発足から12年を経過し、社会に定着した制度であると考えております。もしこの制度が生まれなかったら、介護を必要とする方、そしてその家族はどのようにして介護に対応していただろうか、あるいは、従来の福祉制度と財源の中で解決できていただろうかというのが率直な思いであります。

介護を必要とする方が身近なところで必要な介護サービスをスムーズに利用できる全国共通の保険システムを構築するというこの制度の目的の一つは間違いなく実現しており、介護を必要とするご本人が介護サービスを受けることとなったときには、ご本人や家族も優れた制度だと実感できると思っております。

急速な長寿社会の進展とともに介護保険給付費も伸び、保険料負担も増えることとなり、それに伴う市の負担も同様に増加する一方であります。しかし、必要な介護サービス基盤の整備は、市の責任において行うべきであり、介護保険関連施設は利用する方々が増え続ける限り、計画性を持ちながら整備していかなければならないものと考えております。給付額の増加は、保険料額や市の負担額の増に連動する仕組みですので、その整備も介護保険財源との相対で行わなければなりません。

次期介護保険事業計画期間では、保険料基準月額が5,880円になります。給付量が増えれば、それに伴う被保険者の負担も増える仕組みであります。この額は年金だけを考えれば高齢者にとって、ほぼ限界に近い額になってきているのではないかと思います。

介護保険は「介護が必要な状態になっても、できる限り自分の住まいで能力に応じ自立した生活を営むことができるように」と設計された制度であり、在宅でのサービスを受けながら自分の住まいで生活を継続することを中心に考えられたものですが、一人暮らしの世帯や老老介護世帯の増加、家族介護者が日中働かなければならないなどといった状況の中で、在宅で介護を受けるよりも施設での介護を望む傾向が強くなっていることから、施設サービスや短期入所サービス、グループホーム、介護付き有料老人ホームなどの急激な増加を招いて大幅に介護給付費を押し上げたことも負担の増加に影響しております。

そこには、この制度がサービス事業者が経営としてサービスを提供するという経済原理によって成り立っており、需要が供給を受むのではなく、供給量が需要を生むという

図式となり、真に必要な介護サービス量とは別の要素で給付量が増えていくことも現実であると見ております。

その意味では、制度としては必要なものですが、制度を安心して利用していくためには、様々な問題・課題が生じてきており、その対策が求められているのが今の介護保険制度の現状であると思います。

国は、このような給付の伸びと負担の増に対応するために、制度の見直しをこれまで行ってきたことはご存知のとおりであります。その中で平成18年改正では、介護保険制度が医療・介護のみならず、相談・見守りなど福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが適切に提供される仕組みとして機能することを目指し、新たに地域支援事業を創設しました。この改正により、介護状態にならないように予防する事業が新設され、高齢者の生活に関する総合相談機関として地域包括支援センターが設置されるなど、要介護認定を受けていない高齢者の生活に関する事業に対しても介護保険財源の一部が投入される仕組みとなりました。

超高齢化社会の到来によって、介護を必要とする人が増加することは避けられないと思います。高齢者が生活していく上での新たな課題も増加してきています。しかし、高齢者の生活を全て介護保険制度の中で支えることはできませんので、市が行う高齢者生活支援のサービスや他の制度、そして地域の支え合いの力を組み合わせながら高齢者福祉全体を考えていかなければならないと思っております。いわゆる横出しの部分であります。

最後になりますが、これまで介護保険制度に関しては、全国市長会から国の十分かつ適切な財源措置についてなどの見直しを強く要望しているところであります。このことについては、税制改革や社会保障制度全体の改革論議の中で、財源確保の見込みがあって初めて実現するものであり、まだ時間を要するものと思われませんが、市長としては引き続きこの提言を強めてまいりたいというふうに思っております。

以上、私の介護保険に対する所見を述べさせていただきました。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、佐藤さん。

○2番（佐藤文子）【登壇】 答弁の中で今の保険料に対する認識が、ほぼ年金暮らしのお年寄りにとっては限界に近い状態だというふうにおっしゃりました。一つは、このいずれもう12年後には費用が4倍に、当初からの4倍に膨らむというふうな状況があります。いろいろこの制度的な見直しを根本から図るように要望はしていくと言っても、

いずれ需要総費用が高まれば高まるほど保険料に連動していくというふうなことを踏まえれば、今の限界をさらに超えるような保険料というふうなものが考えられるわけですが、その点でこの将来、2025年度あたりのこの保険料というふうなものなどは一体どういう状況になるんだろうというふうなことで市長はお考えなのか、そのことを一点お聞きしたいと思います。

それから、社会が支える介護ということで、地域支援事業なども実際横出し部分を相当強化しながら、充実させながら取り組んでいらっしゃることは敬意を表するものがありますが、実際にできている介護施設は、市長は需要が供給を生んでいるのではなく、経済活動の一環として供給が需要を生んでいるというようなことをおっしゃいましたけれども、現実的には地域支援事業というのは介護保険制度の中の介護費用の中の3%ぐらいしか見込んでいないというのが実態なのでありますので、それ以外の部分では在宅での介護というのは、そうした仕事をしなければいけない家庭、核家族が増えている中で、どうしても施設に向かわざるを得ない、そうした傾向が私はこの大曲仙北ではあるのではないかとこのように思います。そういうふうな意味で、この施設というふうなものの、今年でいろいろこの地域密着型の施設などの建設に対する一定の制限だとか何かもこう出てきたような話も聞いておりますけれども、この施設というふうなものは今後、特養はもっともっと増やさなければ待機者は解消されないし、また、それ以外の施設も含めたこの施設整備という点では、今後どのようにお考えなのか、この2点についてお伺いします。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えいたします。

まず、介護保険の制度そのものの問題について、議員と共通の認識でありますけれども、いわゆる国・県・市町村の負担が半分、あとは1号・2号保険者がそれぞれ半分負担するという制度であります。それでスタートしました。将来の需要予測といいますか、それがどうだったのかというのは非常に問題あると思います。そのままスタートして、どんどんどんどんやっぱり介護を受ける、受けざるを得ない人が増えてくるというのは、当然制度発足から予想されていたわけでありまして。それを完全なそのいわゆる保険制度で、国を含めて公の部分が半分出しているからといって、この制度がもつかどうかということは、おそらく当然制度がもたないということを想定しながらこの法律、制度ができたのではないかなと私は思っております。ですから、この介護保険の法律、制度、こ

れを変えない限りは、いわゆる被保険者の負担というのは、全体量が増えていけば増えていくほど大きくなっていくということです、これを抜本的にどうするのかということが今の税と社会保障の一体改革の中に入っているのではないかなと思います。要するに財源を確保しなければならないわけであります。国が出すといっても財源がなければ出せない、自治体が出すといっても財源がないと出せないわけでありますので、この問題を今、大きく議論しているのが国会の場ではないかなと思います。私は、やはり様々な制度、医療制度、あるいは福祉制度も含めまして、一定のやはり高福祉・高負担という考え方もありますけれども、高負担に近い形で制度をもっていかなないと、超高齢化社会というのはもたない、国がもたないのではないかなという考えでいるところであります。財源としては何らかの税というものから制度を作っていかなきゃならない、そういうふうに思っております。

それから、施設の問題ですが、この介護保険制度そのものは、いわゆる在宅を前提にして制度が出来上がったものだと思っております。制度を作る場合の様々な議論も、そういうふうになっておりますけれども、どうしてもこの施設に偏重せざるを得ない傾向がますます強くなっている、ここに対して何らかの手立てをしていただかないと、この傾向はますます強くなっていくのではないかなと思います。ただ、我々は、私はその介護保険の保険者でもあり、あるいはこの高齢者の皆さんの介護の問題について市の施策としてやっていく立場と両方持ち合わせておりますが、保険者としてはできるだけサービスを提供するのが少なくすれば保険者としては保険料かからないという構図であります、そうは言われていられませんので、やはり我々市としては、あるいは市町村としては、やっぱりその社会に応じて、できるだけやっぱりその介護保険のサービス提供する場所をしっかりと整えていく、在宅も含めて、そういう考え方でなければならないというふうに思っております。広域の議会と、ここで答弁すると非常に矛盾を感じながらこれやらざるを得ない仕組みになっておりますので、この辺は抜本的なやはり制度改革というものを10年過ぎましたので、国が考えなければならないのではないかなと思います。そういう方向で我々、私どもは市長会としては、そういう方向でやっぱり国に対して、今、国と地方の協議の場というのがありますので、この中で議論をしているという状況であることをご理解願いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありますか。はい、佐藤さん。

○2番（佐藤文子）【登壇】 税との一体改革というふうな中で議論されるべきことだと

いうふうにおっしゃいましたけれども、まず今、政府が考えているこの税と社会保障の一体改革というふうな根幹には、消費税を上げるというふうなことだけははっきりしておいて、介護保険の問題等では国の負担を上げるとか、あるいはというふうなことは全くありませんし、むしろ介護保険のサービスの提供の時間を短くしたり、そうしたはっきり言えばサービス費用の抑制の方向に動いているという、これがまず社会保障の一体改革というふうな中で進められている現状だと私は思いますので、是非そうした意味で、国のあり方をやっぱり変えていく、いかなければならない問題だなというふうなことをちょっと感じた次第で申し伝えたいと思います。これで終わります。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○2番（佐藤文子）【登壇】 2つ目に、子供の医療費の無料化について、所得制限を廃止していただきたいということについてお尋ねいたします。

昨日、渡邊秀俊議員への答弁でも概ねの内容はわかりますけれども、私の方からの立場から少し申し上げたいと思います。

子供の医療費の無料化については、県が小学校卒業まで拡大すること、所得制限の緩和を図ったことは、県民の願いを一定反映されたものとして歓迎しているところであります。

市では、施政方針でも述べたように、入院について中学校卒業まで無料化を拡大することを表明いたしまして、要求してきた者の一人として敬意を表するものであります。また、市では、これまで所得制限を設けてきたとはいえ、独自の基準を設けて8割以上の子供が無料化となるよう努力されてきたことに対しても敬意を表したいと思います。

所得制限は、ここ数年間に撤廃する市町村が相次ぎ、県内25市町村のうち23市町村で条件のあるところも含め、所得制限を廃止してきております。中学校の入院まで無料にしている由利本荘市、北秋田市、にかほ市、小坂町、小学校卒業まで無料にしている横手市などでも所得制限は廃止しているのであります。

秋田県が小学校卒業までの無料化を決めた今後は、中学校までの無料化拡大は今後広がるものと考えますし、所得制限や一部負担金の廃止の方向は、さらに進むものと考えます。市がこれまでの独自の基準による所得制限でも8割以上の子供は無料化の対象になっておりましたが、県の所得制限の緩和と市の独自基準をもってすれば、ほとんどの子供が対象になり得ると考えます。しかし、僅かな数の子供が高額所得ということで対象にならないとすれば、子供の間に親の所得で格差を持ち込むことになる、こういう高

額所得者は高い税金を納めているのですから、給付は子供全てに平等に行っていただきたいものだと考えます。所得調査など事務作業の簡略化の面からも、全ての子供を対象に所得制限廃止で無料化をするよう求めるものですが、見解を伺います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の子供の医療費無料化についてお答え申し上げます。

秋田県では、少子化対策を県政発展の最重要課題の一つと位置づけ、市町村との協働体制により様々な施策を展開しております。その中で子育てにかかわる経済的負担軽減など、県としての支援策の強化が不可欠であるとの判断から、今年8月から福祉医療制度を拡充し、対象年齢を小学校卒業までとし、所得基準額を旧児童手当基準にまで緩和することとしております。

大仙市では、県に先駆け、既に市単独拡大分として小学生まで実施してきており、これまで県に強く要望しておりました助成対象の拡充が一定程度県にも理解をいただいたものと思っております。

子供の医療費助成は、大仙市同様、各市町村においても県制度を基本にさらなる拡充や所得制限の緩和などを実施してきておりますが、市といたしましては「子育てしやすいまち」の定着には、様々な事業を展開し推進していく必要がありますので、子供の医療費助成の拡充もその一環としてとらえ、今後、持続可能な制度としていかなければならないものと考えております。このため、市民税所得割課税世帯の1歳以上に県で求めている1,000円までの自己負担についても市では無料とし、中学生の入院までの拡充を考えているところであります。

所得制限につきましては、県の制度上では、父、母それぞれの所得基準で認定されることとなりますが、市といたしましては県基準をさらに拡充し、父、母、合計の所得基準額を設けることとしております。これにより、ほとんどの方々が該当となるものの、一定の所得を超える方、高所得の方は自己負担をお願いしたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、佐藤さん。

○2番（佐藤文子）【登壇】 一定の高所得者の方には自己負担を求めたいというふうなことで、所得制限があるわけですがけれども、私はこの医療保険の給付に対して所得制限をつけるというふうなことは、道理がないというふうに考えているものです。理念上の問題といえばそういうことになりますが、なぜなら、まず1つ目は、私たちは各種行政

サービス、福祉サービスのために所得税や市県民税を納めております。そのほかにいろんな目的税を納めております。医療保険税、これも病気やけがなどの不測の事態に備える目的税であります。目的税というふうなものは、保険税は当然この所得に応じて応能負担が行われますけれども、給付においては同一同質サービスが原則になっているはずだと私は思っております。高額所得者は高い所得税や市県民税のほかに、高い医療保険税も払っているんです。ですから、医療給付においては、この所得に関係なく全て同じ給付を受けられるような仕組み、これが医療保険制度になっているのではないかと。自己負担は保険者区分や年齢区分はあるものの、3割・2割・1割という負担が、窓口負担が医療保険の負担であります。この負担率は所得のある無しにあたって関係あるものではありません。そういうことから、まず自己負担分というふうなものを、子供において無料にする制度にしたのでありますから、そういう意味では所得に関係なく、全体に無料にすべきだというふうなことを感じるものです。

2つ目には、よく引き合いに出されます児童手当、児童扶養手当、こうした子育て支援策に対する所得制限の問題が引き合いに出されます。児童手当というのは、これは児童福祉法に基づいて所得、税収などを原資とした一般行政経費で賄われる扶助費であります。その支給は、保護者であり、扶養者であることから、所得制限があることも一定理解できる面がありますけれども、医療費は保険制度であります。給付も自己負担分の請求も、子供本人に行われます。病気によっては、例えば喘息治療のように、自分で通院し、自分で窓口支払いをしなければならない方もいます。事情があつて保護者等と離れ離れに暮らし、病気の際には自分で病院に行つて支払ったりするケースもあります。こうした場合、傍目には支払いをする子供を通して親は相当の金持ちなんだなどと憶測されることもありません。不特定多数の集まる病院でプライバシーが公然化され、不愉快な思いをする場合もあるのではないのでしょうか。こうした思いを子供にさせていいのか、また、親御さんにさせていいのかというふうなこと、これを強く感じるものであります。こうした2点の点から所得制限というものが、やっぱり昨日の答弁で5%が所得制限がかかるところだとおっしゃいましたけれども、本当にこうした僅かな方々が病院に行ったときに、こうした思いをしないと限らない。そういったことのないように、こうした点からも所得制限は廃止すべきだというふうに私は思います。扶助制度というよりも、保険制度であり、給付においては同一同質の給付を平等に行われるべきだという観点から、そして子供たちにプライバシーの公然化されるような嫌な思いをさせ

ないためにもというこの２点から、是非所得制限は廃止していただきたいものと、８月までにはまだ時間がありますので、是非ご検討いただければというふうに思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員とは見解の相違といいますか、どこまでいって平行線のような感じします。私はその、議員はよくおっしゃるんですけれども、保険制度だったり税だったりそういう表現しますけれども、私は全体とすれば、本当に公的なものであるいわゆる保険制度であっても、これは税に近いものだという考え方でおりますので、税というのは当然、累進性とか公平性とかという問題の中で納めていかなきゃならないものでありますので、その体系の中でこの制度ができ上がっていると思っています。民間保険と違いますので、たくさんの保険料を納めている人がいいサービスを受けられるというのはアメリカの完全な民間の保険でありますので、そこは日本の制度は全然違うんじゃないか、そういう認識でありますので、なんぼ議論してもこの議論はあれしませんが、我々は我々なりのしっかりした考え方でやっぱり所得制限を設けていくべきだというような、これは子ども手当のときも私はそういうふうな主張をずっとしておりますので、同じであります。実際に我々、県はなぜこう片方の父、または母を基準にしているのか、子供というのはやっぱり夫婦、夫婦でない場合もありますけれども、夫婦で育てていくものだとすると、二人の所得を前提にして考えるべきこと。その辺をひとつ議員の方からも、なぜこの一人なのかということをついいろんな形の中で考えてみていただきたいと思います。我々はあくまでも二人を前提にしていますので、子供１人いる場合６６０万ぐらいの税に対する所得というふうになりますので、おそらくいわゆる年収からいきますと８００万を超える家族の方については一部負担をお願いするということがありますので、これは病院、その他行っても、何か気まずい思いをするようなものでも何でもないと思いますので、この問題については８月になっても変わらないで制度設計してまいりたいと思います。

○議長（鎌田 正） 再々質問を許します。はい、佐藤さん。

○２番（佐藤文子）【登壇】 市長の確固たる持論があるようではありますが、この県、そして大仙市のこの医療保険、子供の医療費の無料化というふうなものとアメリカの自由診療と比べられても非常に困るわけですが、いずれにしても子供の医療費を、保険制度の中で行われているこの医療費、これを子供については無料にするんだというふうな制度でありますので、これはやっぱり何としても考えてもらわなきゃなら

ないと。全県ではそうして、どこでも所得制限はあとやめようという方向にいつている中で、大仙市はいろいろな子育て支援策はやっているんだというふうにも、だんだんだんだどこでもいろいろやってきているもんですから、特別大仙市が始めた頃は優れたサービスをやっていたんだけど、ほとんど横並びになってきて、所得制限だけは最後まで残るというふうなことでは、ちょっとやっぱり大仙市のこの、ここになぜにそこまでこだわるのかというふうなところをむしろ疑問に思われるのではないかというふうに思いますので、是非検討願いたいと思います。

県に対する所得制限のこの基準のあり方について市長から逆に要望されましたけれども、基本的には我々、県に対しても所得制限を廃止しろというふうな立場で言っておりますので、その基準額の小手先の操作については言っていくつもりはありませんので、いずれ所得制限廃止の方向で是非ともご検討いただきたいということを申し添えておきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（鎌田 正） 佐藤さん、答弁必要ですか。はい、栗林市長、お願いします。

○市長（栗林次美） 一つだけ答弁させてください。

私、持論で言っているわけじゃなくて、これは大仙市の子育て全体のスタッフ、医療保険も含めまして、その中での結論でありますので、私が一人持論を展開しているわけじゃないということだけはご了解願いたいと思います。

○議長（鎌田 正） 次に、3番の項目について質問を許します。はい、佐藤さん。

○2番（佐藤文子）【登壇】 最後に中学校の武道の必修化についてお尋ねいたします。

今年4月から中学校の体育の授業では、柔道・剣道・相撲の中から1つを選んで武道の必修化が始まるようであります。目前にして、保護者や学校現場から不安の声も上がっております。とりわけ柔道においては、重大な事故が続いているからであります。

文部科学省の外郭団体である日本スポーツ振興センターが毎年発行する学校管理下の「死亡・障害事例と事故防止の留意点」の過去28年間分を名古屋大の内田良准教授・教育社会学者が分析したところによりますと、柔道では114人が死亡し、275人が重い障害を負う事故が続いてきたというふうなことがわかっております。

最近10年間の中学校部活動における死亡確率も、柔道が飛び抜けて高いことが判明しております。

必修化を前に各地で講習会が開かれているようですが、全く柔道に縁のなかった先生方は、事故が起きないように教えられるのか不安を隠せないようであります。

文部科学省が安全対策を確立していない状況で、地域によっては乱取りを禁止したり、ヘッドギアなどを配備する独自の対策をとる動きも出ているとのことでもあります。必修化の前提には、何より安全性の確保であります。そのために、これまでの事故を医学的に解明し、再発防止策を立てること、指導者研修を行うことが重要だと考えます。必修化直前の現状は、そこまで至っておらず、文科省では武道必修化の延期も含め、安全の確保を最優先に考えるべきではないかと思うところでもあります。

そこで伺いますが、一つに、市内中学校で行っている武道の現状についてですが、一つ、柔道・剣道・相撲は授業で既に行っている中学校も多いと思いますが、それぞれの実施状況について伺います。2つ目には、部活動も含め武道の活動において大・小事故の発生事例、この10年間、合併後でもよろしいですので、その状況についてお知らせいただきたいと思います。

2つ目には、武道必修化への対応についてです。

一つは、現状の中で武道が必修化されることに対するまず考えをお聞きしたいと思います。そして、2番目には、どの武道を選択しようとしているのか。3つ目には、柔道に限らず授業として行われる武道は、教育者であり、また、専門知識と技術を備えた指導者によって行われるべきではありますが、その確保について現状と対策をどのようにお考えなのかお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（鎌田 正） 3番の項目に対する答弁を求めます。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一）【登壇】 質問の中学校の武道の必修化についてお答え申し上げます。

最初に、市内12中学校で行っている保健体育科における武道の現状であります。平成23年度において全中学校の生徒全員が柔道を履修しており、平成24年度からの新学習指導要領に基づく武道の必修化にあたっては、全ての学校が柔道を選択する予定でありまして、男女の別なく生徒全員が履修することとなります。

次に、運動部活動も含めました武道活動における事故の発生状況であります。市町村合併後からは、これまでに大仙市内の中学校で取り扱われた武道種目は、授業では柔道のみ、部活動では柔道と剣道のみであります。平成17年4月から平成23年12月

末までの約7年間に、保健体育の柔道の授業及び柔道部・剣道部の活動における病院等を受診して治療を要したけが等に関する学校からの報告件数は、年平均18.4件で、このうち授業時の発生の割合が全体の35%、部活動等によるものが65%であります。

事故の内容といたしましては、骨折、挫傷、打撲、捻挫から、擦り傷や裂け傷まで様々であります。大きなけがが発生している事例はほとんど部活動における試合中のものでありまして、授業での事故は軽度なものが多いという事実であります。

また、平成17年度からの市内中学校の管理下において発生した事故等を、水泳、体操、陸上競技、球技、武道、その他、準備運動の7つのカテゴリで分類いたしますと、武道は全体の12.3%になり、最多の球技の約6分の1となっております。加えて、市内中学校において学校管理下における事故等で障害を持つに至った事例や死亡事例は一件もございません。

全ての教育活動において、安全への配慮が必要であります。柔道の授業の指導におきましても授業時の室内温度や服装の点検はもちろんのこと、畳の上に投げ込み用のマットを敷いたり、十分なウォーミングアップや受け身の練習を行ったりするとともに、技の指導の順番等について十分検討して、安全への配慮に心がけた指導が行われているものと認識しております。

次に、武道必修化への対応についてお答え申し上げます。

武道の必修化は、平成18年に改正されました教育基本法において、伝統と文化の尊重や郷土愛を育むことなどが示されたことを受けまして、平成24年度から全面実施される中学校新学習指導要領において、従来選択で行われてきた武道が中学校1・2年生におきましてダンスや球技などとともに必修となりました。このようなことから、本市では平成24年度においても今年度と同様に新学習指導要領の趣旨に沿って、全中学校の生徒全員が柔道の履修を予定しているところでございます。

次に、専門知識と技術を備えた指導者の確保についてであります。平成23年度の市内の中学校における保健体育科の指導者は19名であり、そのうち柔道の有段者は教員13名、臨時講師1名の14名で、最高段位は三段であります。段位を有していない5人は、文部科学省主催の東部体育指導者研修会で柔道の指導に対する講習を受講したり、段位を有する指導者とのティームティーチングによる指導を行ったり、また、その経験を活かして指導をしたりしております。

平成23年度におきましては、市内の全中学校において、武道を指導する教員を研修

させたり、あるいは研究指定校やモデル校との取り組み例を調査させるなど研修を行っておりますし、今後も県教育委員会で毎年開催しております学校体育協議会で実技講習会に対象教員を派遣し、各学校の指導計画に基づいた安全に配慮した指導方法や授業における安全対策の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、現在も柔道や野球、バレーボール、器械運動など授業や部活動等の指導に幅広く活用しております県の「運動部活動テクニカルサポート事業」、また「スポーツインストラクター活用事業」などによりまして、高校教員や地域の専門家などを学校に派遣していただき、体育教師と外部指導者とのティームティーチングによる指導体制の整備に努め、各校の安全対策や技術指導の向上が図られるように支援してまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、佐藤さん。

○2番（佐藤文子）【登壇】 1点だけ確認したいと思います。

年平均、軽微な事故、けが、こういったものが年平均18.4件あるというような報告がされました。これが武道必修化が始まる今後4月に、この数字がむしろ解消になるというふうに向けた安全なこの武道の履修と、それが補償される指導者の体制というふうなものが万全であるというふうに言えるのかどうか、その点だけを確認したいと思います。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。三浦教育長。

○教育長（三浦憲一） 安全に対する、やはり注意というのは、やって足りないということはないと思いますので、そこのところは先程申し上げましたとおり、県とも連携し、地域とも連携し、万全な体制を整えていきたいと思いますが、23年度も22年度も実際やっておりますので、全ての学校が。そのノウハウも活かしながら、全県で96%が全て柔道であります。したがって、そのノウハウもみな活かしながら、それから柔道の良さということで、勝負で勝つということではなくて、ルールやマナー、そういうものもきっちり学ぶと。そして、試合が終わったら相手を敬うと、そういう精神も学習の一つとしてありますので、そこら辺も意識しながら頑張ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（鎌田 正） 佐藤さん、これでよろしいですか。

○2番（佐藤文子） はい。

○議長（鎌田 正） これにて2番佐藤文子さんの質問を終わります。

申し上げます。この際、昼食のため暫時休憩いたします。本会議は午後1時に再開いたします。

午前11時44分 休 憩

午後 0時59分 再 開

○議長（鎌田 正） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、26番佐藤孝次君。26番。

はじめに、1番の項目について質問を許します。

○26番（佐藤孝次）【登壇】 はじめに、だいせんの会の佐藤孝次でございます。今定例会の最後の一般質問ということであります。項目の2つ目には、昔語りみたいな話もありますので、どうぞ肩の力を抜いて聞いていただければ幸いかなというふうに思います。よろしくどうぞお願いします。

地域防災計画の見直しについて質問をいたします。

先の市長市政方針演説に、「東日本大震災を受けて、これを教訓とし、地域防災計画の見直しや自主防災組織の育成、要援護者の避難支援や避難所の機能強化、公共建築物の早期耐震化など災害に強い地域づくりを目指した全体的な危機管理体制の再構築を進めてきている」の記述があります。このことについて、今後とも注視したいものと考えております。

この一年、あの津波が沿岸を襲う映像を繰り返し見るにつけ、自然災害の凄まじさに身の震える思いがします。三陸沿岸の過去に幾度かの津波を経験した地方には、「津波テンデンコ」の言葉があると言います。避難する際をあらわした、それほどまでに切迫した状況なのだと教える言葉だと受け取りますし、なるほどと感じざるを得ない話であります。

まずは、地域防災計画について、どう見直しを図られるのかをお知らせいただきたいと思っております。緊張感のあるものの積み上げが求められることだと思ひますし、何より実効性のある計画でないといけないものだと思ひます。避難区域、避難所、避難場所、避難経路等々について、充実が図られるであろう自主防災組織、地域コミュニティ、あるいは消防団等、地域の声・知識が取り入れられることも実効性のある計画見直しの大きな要素であると考えられますが、いかがでしょうか。

また、それぞれの避難所等間をつなぐ情報の連絡機能の充実を図ることも大事な要素かと思います。これらについて考え方をお知らせ願います。

○議長（鎌田 正） 1 番の項目について答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 佐藤孝次議員の質問にお答え申し上げます。

質問の地域防災計画の見直しについてであります。はじめに、東日本大震災の教訓をどう反映させるかにつきましては、昨年 8 月に本計画を見直す策定委員会を設置し、その修正内容等について検討を積み重ねてきております。その結果につきまして先月の 3 日に仙北支所で開催されました総務民生常任委員会「所管事項調査」におきまして、見直しについての中間報告をしたところであります。

この中間報告につきましては、東日本大震災の教訓を踏まえた修正であり、まず、これまでになかった計画である「後方支援計画」を策定いたします。これは、日本海側に大津波が襲来し、秋田県沿岸部が被害を受けた場合を想定し、扇のかなめに位置する大仙市の地理的条件を活かした後方支援の役割を明記し、全国の救援部隊や応援物資及びボランティアの展開地域を既定しておく必要があると考えたものであります。

次に、住民の連絡体制と自主防災組織の充実や避難場所・避難所の確保・点検など、官民一体となった計画の見直しを図ってまいりたいと考えております。

また、当市にとって毎年の自然災害である水害、雪害及び土砂災害を含めた「大仙市防災ハザードマップ」の見直し、さらには内陸直下型大地震を考慮した避難や災害対策の体制のあり方などを具体的に見直しを図ってまいります。

次に、見直しに当たって自主防災組織などの地域住民の声を反映させることについてであります。これまでも各地区で開催されております防災出前講座におきましては、いろいろご意見を伺っているところであります。改めて申すまでもなく、市民との協働作業の中で本計画の見直しを進めてまいりたいと考えております。

議員ご指摘のとおり、地域のことは地域の住民が一番よく知っており、各地域に残る防災伝説、地形の特性及び避難所に適した人工物の構造などについて、現場に赴き、現場で聞き取りし、さらに消防団等の訓練等で検証するなどして、できる限り実効性のある計画にまとめたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、26 番佐藤議員。

○26 番（佐藤孝次）【登壇】 ありがとうございます。

ここに平成 20 年 10 月に策定のハザードマップを持ってきて、それぞれ見させてい

ただいているわけなんです、随分地域ごとにこの温度差というのか落差というのか、その書かれている部分についてあるのかなという思いをして見えています。というのは、例えば大曲ですと、あるいは内小友、角間川、藤木というのは、そのもの一円をその避難場所だと、一円を想定した避難場所だという書かれ方あるいは小学校、あるいはそれぞれの場所を書かれておるようです。一方、神岡というのは、それぞれの集落を対象にして、その場所を避難場所にするという状況を作っている、そのあたりのそのとらえ方というのは随分違うなというような思いをして見ました。昨日、神岡の自治会の会長さん方ですか傍聴に来ておられたようですが、そういった意味でもその積極的なその組み合わせという、自分の意識のもっていき方がああいった形に、こういった形にあらわれているのだというふうに感じますので、そのところについては是非ともその見直しの際の強い思いをつけていただきたいなというふうに思います。

一方、その角間川という話です。私、角間川なもんですから、それぞれをこう見せていただいているわけなんです、震災の際のその避難場所を角間川小学校グラウンド、角間川児童公園と、これは公民館のところ、それで川港親水公園という扱い、それから洪水の際は角間川小学校という形になっております。これについても、いずれ角間川のその地理的な状況等々考えてみますと、角間川の小学校まで避難する際のその道路は、むしろその洪水によって寸断されることさえ考えられます。というのは、角間川、既に雄物川の築堤はできましたから、その雄物川の築堤というのは二百年に一度の洪水を想定した堤防だと言われているわけですが、そういった際の上流部分、あるいは横手川、あるいは大戸川という形の部分で考えますと、そのあたりの堤防が随分まだまだ貧弱だと考えられる。だとすれば、内水の、あるいはその横手川方面からの水によって洪水が起こると考えざるを得ないわけです。今、排水ポンプ、大型の排水ポンプを設置していただくことによって、およそ角間川の中では洪水を考えなくてもよい状況になったのかなというふうには考えていますが、ただ、百年に一度の大水といった際の状況というのはどういうことになるのか、我々も想像のつかないところもあるわけなんです、いずれにしても、その角間川の小学校を公共物だ、あるいはその震災対応の耐震化ができていてというだけで、そこを避難場所と、そこだけを考えるというのは少し違う思いもするわけでして、そのあたりの部分についてはきっちりしたその地域の思いといいますか、その先の考え方を取り入れたその避難場所の設定にしていいただきたいなと、そういう思いがいたします。そのことについてひとつ考え方お知らせいただきたいなとい

うふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鎌田 正） 再質問に対する答弁願います。栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問に対して答弁申し上げます。

この現在のハザードマップ、合併後それぞれの旧市町村で策定していた地域防災計画、これらを総合しながら、相当手を入れて当時としては我々作り上げたつもりであります。ただ、残念ながらそれぞれの旧市町村ごとのこの地域防災計画、かなり濃淡等があるし、それぞれの地域でそれぞれの考え方があったわけでありますので、その辺は調整しきれないままとめたという経緯もあると聞いております。この辺は今回の大震災で大変我々教訓にしなければなりませんので、今、議員がご指摘されたように、できるだけ地域、あるいはその地区、この辺のところはやはり実際にそこに住んでいる皆さん、あるいは支所のメンバーで一緒になって検討していかなきゃならない大事な課題であろうと思いますので、そういう意味で今度この手直しするハザードマップ、ほとんど新しく作るという考え方になりますけれども、国交省の大きなデータも必要でありますけれども、内水の問題から含めて避難経路をどう確保するか、そういった問題も含めまして、かなり綿密な検討を重ねた上でハザードマップを完成させたいと思って、そういうつもりで作業に入っているところでありますので、ひとつお気づきの点がありましたら、議会の皆様からも中間報告の中で、中間の中で様々なご指導をお願いしたいなと思っております。

あわせて、消防団が一つのかなめと思っておりますので、消防団の皆様が一番その地区を災害の場合、熟知している皆さんでありますので、できるだけ消防団の皆さんからも情報といいますか、作業の中で一緒に入っていておりますけれども、そういう中でひとつ充実した、しっかりとしたハザードマップを完成させていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鎌田 正） 再々質問ありませんか。

○26番（佐藤孝次） ありません。

○議長（鎌田 正） 次に、2番の項目について質問を許します。

○26番（佐藤孝次）【登壇】 次に、行政区域外事業への市の取り組みスタンスについてと題して質問をさせていただきます。

角間川地区の明治以降のその歴史の変遷については、昭和59年発刊の大曲市史に記されておりますように、明治3年、平鹿郡角間川村、新角間川村、門の目村が合併し、

角間川村として、さらに明治29年7月16日には町制を敷き、平鹿郡角間川町としてその運営がなされたのですが、およそ60年を経て昭和の大合併を迎えることとなります。昭和29年5月3日、大曲町外6カ所の合併から遅れること1年、昭和30年4月1日、編入による合併ということで大曲市の一員となり、長らく続いた平鹿郡とのたもとを分かちつことの運びということでもあります。

従来、一般的な角間川は雄物川の舟運によって繁栄した地主の町としてのその評価を得てきたところではありますが、その生成起源はといえは400年以上を遡ることになります。

ここから昔話になります。これも昭和40年当時に角間川の先輩たちが、それぞれ武家の末裔の方々から、それぞれの家に伝わっている古文書等を提供していただいて、それを取りまとめたという角間川の郷土史の中に記されているものですので、ばしこぎの話ではありませんので、どうぞお聞きをいただきたいと思います。

「慶長5年（西暦1600年）関ヶ原の戦いの際、横手城主小野寺義道は、将軍秀忠によって遅参の罪を咎められ、領地没収の上、同6年1月、石州（現島根県津和野）に流罪、向坂出羽守預かりの身となる。一方、小野寺の家臣であった士は、浪人して城下に住むことも能わず、四方へ流散したのであるが、そのうち当時城代家老御用人等重職を務めたいわゆる幹部の士達は、慶長7年寅7月下旬、佐竹義宣公常陸国水戸から国替えとなって先発の中川井伊勢守と和田安房守が下向したことを聞いて、先記遺臣の主だった連中は相談して院内で新領主の到着を待ち、これを迎えて御家中同様に召し抱えていただくことを願い出たところ、願いのとおりの許容に相成り、知行高については旧城代家老用人相勤めた者共で僅少の禄では困るであろうが、新領主も水戸の高禄から20万石貧乏領主になって下ったのだから、禄としてはやれないけれども、元大森孫五郎領分平鹿郡百万刈輪の内、荒漠の地を自身で開墾し、完了次第これを知行高として認めるという御沙汰を得て、同8年7月に角間川に引き移り、内町にその地を定め、整地次第屋敷割をして同年10月、直ちに開墾に取りかかり、まず堰普請に着手した。在りし日の城下で肩で風を切って闊歩した時代から、角間川における更生の途は、辛苦惨憺、蓑笠を着て汗みどろの長期抗戦であった。こうして並々ならぬ努力の結果は、着々と成功を収め、10年後の慶長19年には用水路2路線、一つに蛭野堰、現横手市平鹿町浅舞字蛭野の湧水を水源に、延長4里（16km）の水路、また一つに深堀堰、現横手市境町根田川地内で大戸川より取水する水路、延長5，167間、9．3kmぐらいたと

と思いますが、の完成を見たのである。結果、その開高は当初 1 2 0 石が飛躍的に高まり、元和 9 年、高 5 9 6 石 5 斗 5 升、寛永 1 1 年には 8 1 1 石 8 斗 8 升となり、生活安定の基盤をなし得た。角間川給人と言われる武士 7 6 名とその使用人らの暮らす内町に対し、外町の集落生成もますます活発となり、活力あるまちの形成がなされたのである。」角間川創成期についての記述であります。

以来 4 0 0 年余り、この長い時代の流れは、その時々直面する問題に、その解決策を探りながら対応してきた結果、その姿を大きく変えて現在に至っているものと思います。そういった中で、近年、先に述べた 2 水路がかかわる上流部横手市において、国営「横手市西部」、また、国営「旭川」関連 2 事業が、時を同じくして事業要望がなされ、採択に向けて鋭意準備中であるようです。当市においても調査費についてかかわる負担分の予算措置をいただいておりますことに感謝を申し上げますが、当事する角間川受益農家は、いかに立ち位置を定め、どう対応するか、大変難しい、あるいは悩ましい問題であると考えています。そこで質問をさせていただきます。

蛭野堰について。

上流行政区域外排水路改修事業への市の対応スタンスはいかがか。

2 つに、往年の機能を有しなくなる、事業完了後ということで受け止めていただきたいのですが、その湧水池の歴史的価値物としてとらえていただきたいと思っているが、いかがか。

深堀堰について。

旧深堀堰関連大戸川頭首工、昭和 4 7 年竣工の老朽化に伴う改築への対応はいかがか。無論、当事受益農家が、どう判断し取り組むべきかが求められる事案で、勝手に考えろと言われそうですが、あえて質問の無茶ぶりをさせていただきました。

事情賢察の上、答弁を賜りたいと思います。

○議長（鎌田 正） 2 番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

○市長（栗林次美）【登壇】 質問の蛭野堰及び大戸川頭首工についてお答え申し上げます。

はじめに、上流行政区域外排水路改修事業への市の対応スタンスについてであります。平成 2 4 年度から着工予定の国営かんがい排水事業「横手西部地区」に附帯する横手市大雄地域向を起点に、本市角間川地区に隣接する大雄地域福島までの約 8 k m の水路改修であります。受益地が角間川地区にも及び、かんがい期の重要な用水として利

用されておりますことから、本市関係者も含め、蛭野・角間川堰改修かんがい排水事業推進協議会を設立し、事業実施に向け協議に入っているところであります。

具体的には、県営かんがい排水事業での改修を念頭に置きながら、平成24年度からの県営調査の結果を踏まえて、本路線の一部を国営事業としての実施を含め検討してまいりたいと考えております。

次に、湧水池の歴史的価値物としてのとらえ方につきましては、議員からの当地区の歴史的背景のお話がありますとおり、佐竹氏入部前、あるいは入部後、先人たちの開墾・開拓や利水の苦労などの歴史の上に今日の稔りの豊かな穀倉地帯が成り立っていることは忘れてはならないことと考えております。また、当地区に限らず、このような農業史上の遺産を将来へつなぐことは大切なことだと思っております。

上流部にあります湧水池についても、古くから下流域を潤し、人々の生活の一部であったことは、現在の営農が証明しているものであり、当湧水池につきましては国営「横手西部地区」における環境保全事業や事業完了後に地域住民が参画して国営造成施設等の維持管理を行う国営造成施設管理体制整備事業による取り組みに組み入れていただけるよう、国や関係機関へ要望してまいりたいと考えております。

この関係につきましては、雄物川筋土地改良区でありますので、この土地改良区とは時々情報交換を大仙市として行っております。

次に、深堀堰関連大戸川頭首工の老朽化に伴う改築への対応についてであります、当地区の頭首工は老朽化が著しく、以前から改修の要望があり、当初は県営かんがい排水事業や基幹水利施設ストックマネジメント事業での改修を予定しておりました。

秋田県南旭川水系土地改良区が推進主体となり進めております国営のかんがい排水事業の受益地に隣接することから、関係機関と協議を重ね、より受益者負担の有利な国営かんがい排水事業「旭川地区」の改修施設として、国営での改修をする計画となっております。

頭首工の受益地は約500haと大きく、このうち角間川地区の受益地は380haになることから、営農上、重要なかんがい施設であります。国営かんがい排水事業「旭川地区」は平成27年度の着工予定で協議や地区調査を行っておりますが、老朽化著しい施設の現状と農業かんがいをこの頭首工に頼る実情を見ると、国営事業期間内での早期の着工を国や関係機関へ強く要望してまいりたいと考えております。

○議長（鎌田 正） 再質問はありませんか。はい、26番佐藤議員。

○26番（佐藤孝次）【登壇】 ありがとうございます。

この蛭野堰その水路を考える際に2つの視点があるのかなと実は思っていて、一つは今後の農業施設という部分で考えるその水路ということだとすれば、大戸川の頭首工から入るその500haの水量を算出した場合の、その蛭野堰のそのものが角間川として用水としてどの程度必要なのかという部分も実は問題としてあるわけです。ただ、角間川の人方が何といいますかその農家という部分でそのくくった際に、今この後の農業のためのその水路をどの程度の重要性として求めるかという話のほかに、もう一面には歴史的なそのものとして、それをもっていきたいというその地域の思いも重ねてもっていききたいものだなと考えているわけですが、なかなかそこまで続くには農家の経済事情が許さないということも一面にあるなど。したがって、農家側、あるいは農業団体では、大雄の方がむしろ排水として改修するのであれば、我々の方で、あるいはそこに関与しなくてもいいんじゃないかという一論もあることはあります。ただしかし、角間川で暮らす者、それから先人がそうして作ってきたその水路を、全く我々の知らないものだという意識でそれをやる思いには、どうしてもなり得ないもんですから、ここの部分についてあえて質問をさせていただいたということでございました。

いずれ市長のただいまの答弁で、一生懸命その方向づけについて努力してくださる旨伺いましたので、何とかこの後の対応をよろしくお願い申し上げまして質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（鎌田 正） これにて26番佐藤孝次君の質問を終わります。

○議長（鎌田 正） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第4日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労様でございました。

午後 1時27分 散 会